



濃厚接触者の定義

患者（確定例）の発症日2日前（無症状の方は検体採取日の2日前）から診断後隔離されるまでの間に接触し、次の範囲に該当する場合に濃厚接触者となります。

- 患者（確定例）と同居、あるいは長時間の接触があった人
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護した人
- 患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」2021年11月29日版より

【新型コロナ・オミクロン株コールセンター】

TEL **0570 (550) 571**

一般相談（感染に関する不安や、変異株に関すること）

【東京都発熱相談センター】

TEL **03 (5320) 4592** または **03 (6258) 5780**

発熱等の症状がある方、かかりつけ医がいない方

●東京都福祉保健局
身近な人が新型コロナ
ウイルス感染症に
なった方へ



●厚生労働省
新型コロナウイルス
に関するQ&A



濃厚接触者に症状(発熱・咳・息苦しさ・強い倦怠感など)はあるか?もしくは不安か?

YES

かかりつけ医や発熱相談センター等へ連絡し検査
もしくは、抗原定性検査キットで自主検査

陰性

陽性

再度、健康観察をし
症状はあるか?

YES

NO

陽性者と最終接触日
から7日間
※なお、5日目の検査キットで
陰性の場合は5日間で解除。

療養

検査または発症した日から7日間経過かつ症状
軽快後24時間以上
※高熱が続いたり、息苦しさを感じるなど症状
が重い場合は保健所やかかりつけ医に相談。

Point

陽性者の場合の労務について

●傷病手当金で補償

被用者保険に加入している場合、要件を満たせば保険者（協会けんぽなど）から傷病手当金が支給。療養のために休日をとり起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2の補償あり。

なお、国保の場合でも各自治体で特例的に支給している場合がある。

申請は従業員が、加入する保険者に確認を取り手続きを行う。

●労災保険で補償

業務外で感染したことが明らかな場合を除き、医療従事者であれば原則として労災保険の休業補償の対象となる。休業4日目から休業1日あたり給付基礎日額の8割の補償あり。申請は、従業員が労働基準監督署に確認を取り手続きを行う。

なお、歯科医師は事業主であっても労働保険事務組合に加入すれば、労災保険に特別加入が可能。

※「保険医休業保障共済保険」での取扱いは、13・14面をご覧ください。

Point

濃厚接触者の場合の労務について

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合に当てはまるため、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金100分の60以上）を支払わなければならない。

なお、休業手当を支払った場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になる。有給休暇については、労働者の同意があれば、「有給休暇」として扱うことは可能。

自宅待機
と
健康観察

NO

陽性者と最終接触があった日を0日として翌日から5日間（6日目解除）。また、2日目及び3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性であれば3日目から待機解除が可能。

※医療従事者の濃厚接触者の特例

医療従事者は特例として、以下の要件を満たせば、待機期間中であっても不要不急の外出に当たらずに医療に従事することができるという通知が出ています。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後であること。
（ただし、2回目接種から6カ月以上経過していない場合には、2回目の接種後14日間経過した後でも可）
- ・無症状であり、毎日業務前に検査を行い陰性が確認されていること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。詳しくは厚生労働省発出の事務連絡をご確認ください（右QRコード）。

●厚生労働省
事務連絡 HP



※濃厚接触者の業務前に行う検査については、行政検査とはならず、自費検査となり、各診療所での対応をとる必要があります。

※症状が出た場合、陽性となった場合は保健所やかかりつけ医に相談してください。

※以上の定義に限らず、従業員の健康を第一に考え、休みを与えるなどの配慮が重要です。

休業手当を一部助成できます!

雇用調整助成金

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1カ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

対象期間：2022年9月末まで

申請期限：「支給対象期間」の最終日の翌日から2カ月以内。

(例) 賃金の締め切り日が毎月末日であり、判定基礎期間（休業実績を判定する1カ月間）を8月1日～8月31日とすると、10月1日まで。

申請方法：事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークに様式を届出

●雇用調整
助成金 HP



●雇用調整
助成金様式 DL



※10月以降の取り扱いについては雇用調整助成金 HP をご確認ください。

他

その他、市区町村で助成事業を行っている場合があります。
J-Net21 東京都（補助金・助成金・融資情報）

●東京都



ご不明な点は、東京歯科保険医協会
経営管理部までお問い合わせください